

議案第 7 4 号

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
の市長の専決処分の承認について

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 2 2 年 4 月 1 4 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について次のとおり専決処分する。

平成22年 3 月31日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

川崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和36年川崎市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第2項第1号中「104,960円」を「104,730円」に改め、同項第2号中「56,930円」を「56,790円」に改め、同項第3号中「52,480円」を「52,370円」に改め、同項第4号中「28,470円」を「28,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の条例第9条の2第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件が平成22年3月31日に公布され、消防団員等に係る公務災害補償の介護補償の額の改定について同年4月1日から施行されることとなり、早急に川崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定する必要性が生じたため